

議案第152号

静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月15日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

住民票又は戸籍の附票に関する証明	1通につき 300円
個人番号カードの再交付	1枚につき 800円

を

」

「

住民票又は戸籍の附票に関する証明	1通につき 300円
------------------	------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。